

# 「広げよう 子育てを支える 地域の輪」

児童福祉の理念（児童福祉法第1条）は、「すべて国民は児童が心身ともに健やかに生まれ、且つ、育成されるよう努めなければならない」とうたわれているとおり、この理念の普及は国民的課題であります。

毎年5月5日からの1週間は「児童福祉週間」とされ、昭和22年からスタートいたしました。今年度の児童福祉週間の標語は上記となっております。標語のとおり子育てについては、親と子どもだけの問題ではなく、そこにいる「地域社会全体」の問題でもありますので周りの方々の協力が必要とされております。

## ● 児童虐待

虐待とされる行為は右記の4つとなっております。

- ① 身体的虐待 なくる、けるなど。
- ② 養育の怠慢・拒否 家から出してくれない、食事をくれないなど。
- ③ 性的虐待 性交をきょうようされたなど。
- ④ 心理的虐待 ことばのおどし、きょうはくなど。

このような行為を受けている、受けたことがある子どもさんや、行っている、行ったことがある親御さんで、お悩みの方は、お近くの関係機関等にご相談ください。

- 旭川児童相談所 ☎ 0166-23-8195
- 天塩警察署 ☎ 01632-2-2110
- 幌延駐在所 ☎ 01632-5-1002
- 問寒別駐在所 ☎ 01632-6-5002
- 幌延町役場町民課福祉住民係 ☎ 01632-5-1111 内線158
- 児童虐待対応地域協力員（主任児童委員）  
 稲垣 順子 ☎ 01632-5-2556  
 森崎 登代子 ☎ 01632-6-5317
- 各地域の民生委員

幌延町の障害者相談員には、次の方々が委嘱されましたのでお知らせします。

委嘱期間 ▼ 平成16年4月1日から平成18年3月31日までの2年間

【身体障害者相談員】 相澤 秀典（字幌延105番地28）  
 【知的障害者相談員】 山田 洋司（5条南2丁目1番地15）

# 福祉医療助成制度に

事業名	重度心身障害者医療給付事業	母子家庭等医療給付事業												
対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身障1級・2級・3級の方（ただし、3級の方については、心臓・腎臓・呼吸器・膀胱・直腸・小腸・ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害に限る）</li> <li>・専門機関において重度の知的障害と判定又は診断された方</li> </ul>	母子家庭等の母親及び20歳未満の児童												
入・通院の別	入院・通院	母親：入院のみ 児童：入院・通院												
所得制限	あり	あり												
自己負担額	<ul style="list-style-type: none"> <li>・初診時一部負担金</li> </ul> <table border="1"> <tr> <td>医科</td> <td>歯科</td> <td>柔整</td> </tr> <tr> <td>580円</td> <td>510円</td> <td>270円</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>・指定訪問看護の基本利用料</li> <li>・入院時食事療養費の標準負担額</li> </ul>	医科	歯科	柔整	580円	510円	270円	<ul style="list-style-type: none"> <li>・初診時一部負担金</li> </ul> <table border="1"> <tr> <td>医科</td> <td>歯科</td> <td>柔整</td> </tr> <tr> <td>580円</td> <td>510円</td> <td>270円</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>・指定訪問看護の基本利用料</li> <li>・入院時食事療養費の標準負担額</li> </ul>	医科	歯科	柔整	580円	510円	270円
医科	歯科	柔整												
580円	510円	270円												
医科	歯科	柔整												
580円	510円	270円												

● なお、次のとおり各助成制度の改正を平成16年10月（老人医療は8月）から行うことが検討されております。

事業名	現行どおり	ひとり親家庭等医療給付事業
対象者	現行どおり	父子家庭も対象
入・通院の別	現行どおり	現行どおり
自己負担額	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般の受給者…医療費の1割</li> <li>・低所得者………現行どおり</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般の受給者…医療費の1割</li> <li>・低所得者………現行どおり</li> </ul>

各助成制度についてのお問い合わせは  
 役場 町民課 保険環境係 内線154・155・156まで